

地域連携協定書

福島県相馬郡飯館村（以下「甲」という。）、東急不動産株式会社（以下「乙」という。）及び飯館村総合振興計画推進協議会（以下「丙」という。）は、相互の資源や特性を活かし、地域課題の解決を目指すため、以下のとおり地域連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条 目的

本協定は、甲、乙及び丙が、相互の連携及び協力を通じて、地域振興、地域づくりの推進及び持続可能な地域社会の発展を図るとともに、地域課題の解決に資することを目的とする。

第2条 相互連携

甲、乙及び丙は、本協定の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携する。

- ゼロカーボンいいたて宣言に基づいた住民福祉の向上に資する再生可能エネルギー事業に関する事項
- 地域産業の振興及び地場産品の知名度向上に関する事項
- 地域資源の活用に関する事項
- 地域コミュニティの活性化に関する事項
- 次世代人材育成等、村内外の教育機関及び企業との協働・連携に関する事項
- 観光振興及び交流人口拡大に関する事項
- その他甲、乙及び丙が必要と認める事項

第3条 相互協力

甲、乙及び丙は、乙が計画する事業が住民福祉の向上に資する事業となるよう、相互に協力するものとする。

第4条 誠実協議

甲、乙及び丙は、本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、誠実に協議の上これを解決する。

第5条 秘密保持

甲、乙及び丙は、本協定の履行に関連し知り得た相手方の業務上の秘密について、法令等を遵守し、善良な管理者の注意により適正に取り扱う。ただし、法令の定め等により開示義務がある場合を除く。

第6条 本協定の法的拘束力

甲、乙及び丙は、本協定によって相互に何らの義務を負わず、本協定が法的な拘束力を生じないことを確認する。

第7条 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、本協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙又は丙が本協定を解除する旨の申出をしないときは、本協定の効力は有効期間の満了日の翌日から起算して1年間継続するものとし、以後この例により更新する。

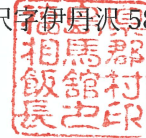
第8条 本協定の解除

甲、乙及び丙は、相手方との協議の上、書面により通知することにより、いつでも本協定を解除することができる。この場合、相手方に対し、何ら損害賠償その他法的責任を負わないものとする。

令和 8 年 5 月 1 2 日

この協定を証するため、本書を 3 通作成して、甲、乙及び丙において記名・押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

甲 福島県相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢580番地1
飯館村長 杉岡 誠



乙 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
東急不動産株式会社
代表取締役 田中辰明



丙 飯館村総合振興計画推進協議会
会長 菅野宗夫

